

令和2年度 文化庁伝統文化 親子教室事業のご案内



この事業は令和2年度文化芸術振興費補助金を活用し、次の教室を開催するものです。

詳しくは各教室についてが実施団体、事業についてが生涯学習課 ☎ 470・7784

① 東久留米市伝統文化 親子教室事業「古典芸能である日本舞踊の装いを学んで体験！」

【日時】3日間で全10回。10月15日(木)・17日(土)・18日(日)。
※時間は実施団体にお問い合わせください。

【持ち物】筆記用具(お持ちの方は振袖・足袋など)
申し込みは9月15日(火)30日(水)に同会・成松へ、電話(090・1506・0630)または電子メール(nextonemanager@gmail.com)で、講座名氏名・住所・

電話番号・学校名・学年をお知らせください。

② こども着付教室

半幅帯や名古屋帯の結び方着付けの基本を学び、巫女装束・狩衣装束など、さまざまな装束体験をします。身長140センチ以上の女子の方。
【日時】全6回。10月4日〜12月20日の原則日曜日午後1時半〜3時

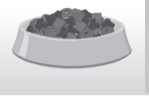
【定員】10人
【実施団体】小笠原新流風人会
【費用】参加費800円(へアピン、毛たばなど持ち帰り品)
【持ち物】足袋または靴下など

③ 東久留米 子ども音楽教室

笙・箏・龍笛の音楽の音出しを学びながら音楽を楽しみます。

9月20日〜26日は動物愛護週間です

ペットの飼育マナーと ルールの確認を



動物愛護週間を機会に、ペットや身近にいる動物に関心を持ち、理解を深めましょう。

市には、犬や猫の飼育マナーなどについて寄せられる相談が後を絶ちません。ペットの世話、健康管理、しつけは飼い主の務めです。飼育マナーとルールの確認をお願いします。

身元の表示

迷子になったペットが飼い主の元に戻れないケースは少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子のペットの発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他のペットには名札などを着けましょう。

正しく愛情を持って 終生飼育を

ペットは、共に暮らし心を通い合わせられる命ある存在



「ペットの飼い主の皆さんへ」の市ホームページQRコード

鳴き声に注意を

犬の鳴き声について、飼い主は気にならなくても、不快に感じる方はいます。犬が鳴くときは必ず原因があり、原因を取り除く工夫をしましょう。

散歩時のルール

犬の散歩時には必ずリード(引き綱)でつなぎ、ペットの動きを制御できるように短く持ちましょう(都条例)。早朝や深夜の散歩時に大声で話をしたり、道路に広がって散歩をすると、周囲に迷惑がかかります。交通ルールなどを守って、ペットも飼い主も安全に散歩しましょう。

【日時】全5日。10月4日(日)〜11月3日(祝)の原則日曜日午後5時〜7時

納税・納付に ご協力を

9月30日(水)は、国民健康保険税第3期、後期高齢者医療保険料第3期、介護保険料第3期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニでお納めください。

さいわい福祉センター利用者募集 「都型シヨートステイ・日中一時 支援事業」

さいわい福祉センターでは、都型シヨートステイおよび日中一時支援事業を行っています。

利用の事由

①ご家族の病气や事故による入院・通院②近親者の冠婚葬祭③兄弟の学校行事④介護される方の休養(レスパイト)⑤その他、必要性が認められる場合。詳しくは同センター ☎ 477・2711へ。

災害に備える

災害が発生し、家が壊れたりして避難することになったときは、事情の許す限り動物を同行して避難してください。普段から「人や他の動物を怖がらない」「嫌がらずにクレイトやケージに入る」トレーニングは決まっています。

猫の飼育は屋内で

最近の交通・住宅事情を考えると、猫の飼育は屋内が望ましいといえます。猫は家具などを利用して上下運動ができる環境があれば、家の中で飼うことができます。

災害の時、ペットはどうする?

「もしものときに備えましょう」

- 1. 避難する場所を確認しよう
- 2. 避難所について...市の避難所は同行避難
- 3. 避難の判断と心構え
- 4. ペットの防災用品
- 5. 日頃から備えること(ペットを守るために)
- 6. ペットの情報の管理(通常時でも役に立ちます!)

パンフレットの表紙

飼い主のいない猫に、不妊・去勢手術をせずに餌だけ与えていると、猫はどんどん増えてしまいます。餌を与えている方は、次のことを心掛け、愛情と責任をもって猫に接しましょう。

10月の気軽にお気軽無料相談



相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	弁護士	9月24日(木)	7日(水) 14日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時から電話で生活文化課 ☎470・7738
		10月15日(木)	21日(水) 28日(水)			
不動産・相続・会社の登記等相談(5人) ※電話相談	司法書士	9月29日(火)	7日(水)	午後1時から	市役所2階相談室	
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士	10月8日(木)	14日(水)	午後1時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	10月13日(火)	21日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	
税務相談(5人)	税理士	10月13日(火)	21日(水)	午後1時から		
人権・身の上相談(4人)	人権擁護委員	10月は実施しません				
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	9月24日(木)	1日(木)	午後1時から	市役所2階相談室	
交通事故相談(5人)	弁護士	10月22日(木)	28日(水)	午前10時から		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士	9月23日(水)	5日(月) 12日(月)	午前10時半〜午後4時半	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
女性の悩みごと相談(各日5人)	女性カウンセラー	10月7日(水)	19日(月) 26日(月)			
女性弁護士による法律相談(4人)	女性弁護士	9月18日(金)	2日(金)	午前9時半〜午後0時半	東久留米市商工会館	市商工会 ☎471・7577
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時〜午後4時		

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先	
耐震相談 ※電話相談	9日(金)	午後2時〜4時	今回は電話での相談のみとなります。	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	
教育相談 ※電話相談も可。	火曜〜土曜日	午前10時〜午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	中央相談室(成美教育文化会館)内教育センター	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667	
	月曜〜金曜日	滝山相談室(西部地域センター内)	滝山相談室 ☎475・8909			
母子・父子相談	開庁日	午前8時半〜午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736	
身体障害者相談	9日(金)	午前10時〜正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス ☎475・8181	
知的障害者相談	14日(水)			知的障害者相談員	同センター ☎477・2711	
心身障害者(児)相談	平日	午前9時〜午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711	
職業相談	開庁日	午後5時	市役所2階ワークコーナー	市役所ワーク三鷹職員	※直接会場へ。	
住宅増改築相談	8日(木)	午前10時〜正午、午後1時〜4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。	
消費者相談 ※電話相談	平日	午前9時〜午後4時		消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505	
行政相談	10月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738	
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022	
赤ちゃん訪問						
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時〜午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741	